

日田市アスベスト分析事業補助金交付要綱

日田市土木建築部建築住宅課

(趣旨)

第1条 この要綱は、吹付けアスベスト等の分析調査に要する費用の全部又は一部を支援することにより、日田市民の健康の保護及び安全安心な生活環境の保全促進に役立てることを目的に交付する日田市アスベスト分析事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、日田市補助金等交付規則（平成9年日田市規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある日田市内の民間の建築物（過去に補助金の交付を受けて補助対象事業を実施した建築物を除く。）の吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査（建築物石綿含有建材調査者（建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項に規定する建築物石綿含有建材調査者をいう。以下同じ。）が行うものに限る。以下「調査」という。）を実施する事業とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者で、かつ、補助対象事業をアスベストに関する専門分析機関（以下「専門分析機関」という。）に委託して実施する者とする。

- 一 建築物の所有者
- 二 建築物の管理者（建築物の所有者と管理者が異なる場合に限る。）
- 三 前各号のほか、建築物の保全を主たる目的として市長が特に認める者

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者については、補助対象者としなない。

3 専門分析機関は、厚生労働省が定める「アスベスト分析マニュアル」に基づき、JISA1481規格群による分析を実施する機関とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費（消費税額を含む）とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の額に相当する額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、その限度額は、1棟あたり250,000円とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業に着手する前に日田市アスベスト分析事業補助金交付申請書（様式第1号）（以下「補助金交付申請書」という。）に市長が必要と認めた書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査の上、日田市アスベスト分析事業補助

金交付決定通知書（様式第2号）（以下「決定通知書」という。）又は日田市アスベスト分析事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、原則として補助金の交付申請を受けた日から30日以内に、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

（事業内容の変更）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ日田市アスベスト分析事業変更申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、日田市アスベスト分析事業補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により、当該申請を行った補助事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

（補助事業の取り止め）

第8条 補助事業者は、補助事業を取り止めようとするときは、速やかに日田市アスベスト分析事業取り止め届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、日田市アスベスト分析事業実績報告書（様式第7号）（以下「実績報告書」という。）に市長が必要と認めた書類を添えて、原則として、補助対象事業の完了後30日以内又は2月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により実績報告書を受領したときは、その内容を審査の上、日田市アスベスト分析事業補助金交付額確定通知書（様式第8号）により、原則として、30日以内に補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、日田市アスベスト分析事業補助金請求書（様式第9号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 一 この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- 二 この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- 三 その他補助対象事業の施行について、不正の行為があったとき。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。